

	号外	定価1部2円	県人勧闘争の課題を共有し、10月の県人勧での改善勧告に向け各支部・分会での取り組みを強化しよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2017県人勧闘争② 2017県人勧闘争のポイント

県人勧闘争の重点課題はこれだ

月例給・一時金プラス勧告・諸手当負担解消が焦点 9月15日まで！人事委員長あて「大型ハガキ」に現場の切実な訴えを！

県人事委員会は例年通りのスケジュールを念頭に検討を加速化させている（9月7日臨時会で県人勧の方向を協議）。現在、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）では、9月下旬からの人事委員会との交渉に向けて重点交渉項目の整理等の諸準備を進めている。9月19日職員課長交渉を皮切りに交渉を強化し、改善勧告の実現を強く求めていく。重点課題を共有し、県人勧闘争に結集しよう。

①月例給・一時金 4年連続の賃上げ・勤務意欲持てる改定を

人事院勧告（右表）では、賃上げ幅は昨年より減速したが、4年連続の引上げ勧告となった。しかし、人事院は官民較差の一部を地方公務員にはない本府省業務調整手当に充てた。こうした措置は断じて許されず、当県で公民較差が生じた場合には、較差全てを確実に給与改定に反映させなければならない。

月例給	・官民較差 631 円（+0.15%） （俸給 456 円、本府省業務調整手当 119 円、はね返り（諸手当等）56 円） ・初任給・若年層は 1,000 円、その他は一律 400 円の改定。
一時金	・4.30 月⇒4.40 月（+0.10 月）

また、人事院勧告では初任給の改善となったものの、中高年齢層の改定幅はわずかであり、現給保障対象者を中心に改定の恩恵が少ない。全年代での勤務意欲が実感できる給与改定の実現が焦点だ。一時金は民間情勢は厳しく予断を許さない。人材確保の観点からも最低限国並みの改定が不可欠だ。

②諸手当改善 高速道路利用の通勤手当・住居手当等の改善を

通勤手当 昨年は新幹線通勤等の交通機関利用の通勤手当の改善改定となったが、高速道路利用は改定されないままだ。2015 年度に県職労が行った「高速道路自己負担アンケート」では、月額平均 6,988 円の自己負担を強いられており、遠距離通勤ほど負担が重くのしかかる。さらに、交通機関と交通用具を併用して通勤（パーク&ライド）をしている場合の駐車場料金は全額自己負担のままだ。遠距離通勤を強いるのであれば、実費弁償が筋である。人事委員会も通勤手当は費用弁償の側面を有する（2015 年人事委員会報告）としており、改善勧告を求めていく。（裏面に続く）

さらに、交通用具利用（自家用車等）の遠距離通勤者への負担解消も課題だ。当県の通勤手当の最大距離区分は65 km以上であるが、昨年の人事委員会の報告では329人が60 km以上の通勤を強いられており、更なる負担解消が必要となる。本県と同様に広大な県土を有する他県（福島、新潟、長野など）では70 km以上の距離区分を設定しており、本県は不十分と言わざるを得ない。遠距離通勤を強いられる実態を訴え、70 km以上の距離区分の新設を強く求めていく。

住居手当 昨年の人事委員会の報告では、民間賃貸住宅における住居費負担は55千円以上が過半を占めている。沿岸部を中心に家賃が高騰し、住居確保が困難である。住居手当上限額は20年以上も改定されておらず、現場実態との乖離は明らか。改定に踏み切るべき。

③高年齢層職員の勤務意欲策 現給保障維持は切実な要望だ

人事院勧告では2018年3月をもって給与制度の総合的見直しの現給保障を廃止するとした。国家公務員における廃止時点での現給保障対象者は約13.2%と推計されており、約1割が賃金回復できず、賃下げを受ける。まさに現給保障対象者の実態を無視するもので、許されるものではない。

当県は給与制度の総合的見直しを国より1年遅く導入された関係もあり、現給保障期間は2019年3月までとなっている。2017年4月現在の現給保障対象者（知事部局）の状況は右表のとおりであり、特にも行政職5級（他の給料表はそれに相当する級）の割合は半分に及ぶ。高年齢層職員の勤務意欲確保が必要との認識であれば、現給保障額まで賃金水準が回復できる時点まで保障措置の継続又は保障額を上回る賃金改善を行うべきだ。

項目	2017
現給保障対象者	623人
（ ）は職員全体に占める割合	(14.8%)
うち行政職5級の人数	346人
（ ）は5級に占める割合	(48.2%)

④専門職種への処遇改善 獣医師等の初任給等の大幅改善を

獣医師や薬剤師など専門職種の人材確保が一層困難となるなか、専門性を踏まえた処遇改善が一層求められる。

表①

県名	初任給	額
岩手	医(二)2-15	208,600
宮城	医(二)2-19	214,700
福島	医(二)2-19	217,300
茨城	医(二)2-19	211,700

表②

県名	手当額(初年度)	支給総額
岩手	35,000	3,780千円
北海道	46,500	6,723千円
青森	45,000	6,750千円
宮崎	30,000	4,500千円
鹿児島	30,000	5,580千円

獣医師では初任給格付け（表①）や初任給調整手当総額（表②）が他県より低く、人材確保のために更なる対策が必要である。他の専門職種も含め、初任給水準の改善等について人事委員会としての積極的な対応を強く求めていく。

⑤休暇制度の拡充 少子高齢化対策のため先駆けて改善を

「学校行事参加のための特別休暇の創設」、不妊治療と仕事との両立支援の観点での「不妊治療に係る休暇制度の充実」をはじめ、家族の看護等や介助の休暇の新設、介護休暇の拡充などを求めていく。とりわけ、不妊治療に係る休暇制度や家族への看護等の休暇制度は他県で先行しており、先進県の動向を踏まえ、当県でも先駆けて導入するよう求めていく。

⑥長時間労働是正 勤務時間管理の徹底・恒常的な超勤職場に人員配置を

恒常的な人員不足のなか長時間労働が是正されていない。厚労省が本年1月に定めた適正な勤務時間管理に係るガイドランに沿った適正な勤務時間管理や超過勤務の適正実施に向け実効力ある対策を任命権者に求めるよう促す。また、超勤縮減の努力をしてもなお、恒常的な長時間労働を行わざるを得ない職場に対し、業務量に応じた要員を確保するよう任命権者に求めるよう強く求めていく。